

鬼農発第1102号
令和7年2月1日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鬼北町長 兵頭 誠龜

市町村名 (市町村コード)	鬼北町 (38488)
地域名 (地域内農業集落名)	近永地区 (北川集落、奈良集落、近永集落、芝集落、中野川集落、永野市集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月11日（第1回） 令和6年12月18日（扱い手農家向け）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在、認定農業者及び中心経営体が主に農地を集積し耕作を行っている。後継者不足により、今後は地区内の中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、後継者未定の農業者の耕作面積の方が多くなる可能性が高いため、新たな農地の受け手の確保が必要となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻、露地野菜、果樹を中心に耕作を行いつつ、認定農業者及び中心経営体への農地の集約・集積を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	288 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	288 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

圃場整備済みの農地を中心に認定農業者及び中心経営体への集積・集約化を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は中間管理機構を有効活用し、農地バンク機能を活用する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、基盤整備や水路整備等に取り組む。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

新規就農者、新規就農希望者の受け入れ体制を整備し、担い手の確保を図る。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

栽培品目が多種にわたることから、農業協同組合等と連携して活用できる支援制度等について検討を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①については、日本型直接支払制度等を活用し防止柵の管理等を行う。

③については、GPSを活用した農業用機械や水張りシステム等の圃場の省力化システムの推進を図る。

⑦については、日本型直接支払制度を活用し農地の保全活動・管理を行う。